

# 日進市教育振興基本計画

学びでつながる にっしん流！人づくりプラン

人がまちを育み  
まちが人を育む  
学びでつながるまち にっしん

平成29年2月 改訂

日進市教育委員会

## - 目次 -

<b>第1章 基本計画の策定について</b> .....	<b>1</b>
<b>1 策定の背景及び趣旨</b>	
<b>2 計画の位置づけ</b>	
<b>3 計画の期間</b>	
<b>4 日進市教育振興基本計画(学びでつながるにっしん流！人づくりプラン)の全体像</b>	
<b>第2章 基本理念と地域ぐるみで育みたい力</b> .....	<b>3</b>
<b>1 基本理念</b>	
<b>2 地域ぐるみで育みたい力</b>	
<b>第3章 基本目標と基本施策</b> .....	<b>4</b>
<b>1 基本目標</b>	
<b>2 基本施策</b>	
<b>第4章 基本計画の推進に向けて</b> .....	<b>16</b>
<b>1 計画の進行管理</b>	
<b>2 関係部局との連携</b>	
<b>3 地域ぐるみの取り組み</b>	

# 第1章 基本計画の策定について

## 1 策定の背景及び趣旨

少子高齢化、高度情報化、グローバル化等の急速な進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化、それらに伴う家庭や地域のあり方の変容など、教育を取り巻く環境も大きく様変わりしています。

教育の分野では、情報モラル教育や環境教育、キャリア教育や国際理解教育など、新しい時代に対応した教育が求められる一方で、いじめや不登校の問題、基礎学力や体力の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。

このような中、平成18年に教育基本法が改正され、新たな教育の基本理念が掲げられるとともに、教育に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画（以下、教育振興基本計画という）を策定することが規定されました。

日進市教育委員会においては、これまで平成32年を目標年とする「第5次日進市総合計画」のもと、教育に関する施策の推進を図ってきましたが、この法改正の趣旨を鑑み、本市の実情に応じた教育振興基本計画を策定することにより、教育委員会内の各種計画や施策同士につながりを持たせ、それぞれの計画や施策をより効果的・効率的に推進していきます。

### 教育基本法(抜粋)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画の位置づけ

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画となります。
- 国及び愛知県の教育振興基本計画の内容を参酌した計画となります。
- 市の最上位計画である第5次日進市総合計画の教育部門を担う計画となります。
- 教育委員会内の各種計画の最上位計画となります。

## 3 計画の期間

- 平成25年度から平成32年度（8年間）

※総合計画との整合を図るため、現在の第5次総合計画の期間と合わせます。

前期の最終年度である平成28年度に検証を行い、必要に応じて見直しを図ります。

#### 4 日進市教育振興基本計画(学びでつながる日進流！人づくりプラン)の全体像

##### 基本理念

人がまちを育み まちが人を育む 学びでつながるまち にっしん

##### 地域ぐるみで育みたい力

- 1 心身ともに健康で、たくましく生き抜く力
- 2 言動に責任を持ち、忍耐強く、最後まであきらめない力
- 3 広い視野を持ち、環境の変化に対応し、創意工夫で未来を拓いていく力
- 4 ふるさとを愛し、人とかかわり、地域社会の一員として生きる力

基本目標	基本施策	主な取り組み
1. 家庭や地域の教育力の向上	1. 家庭・地域の教育力の向上	1-1. 家庭教育及び幼児教育の支援 1-2. 地域の子どもの育成活動の支援 1-3. 放課後の子どもの居場所づくり
2. 学校教育の推進	2. 確かな学力・豊かな心と健やかな体の育成	2-1. 特色ある学校づくり 2-8. 豊かな体験の場づくり 2-2. 個に応じた指導の充実 2-9. 食育や地産地消の推進 2-3. 特別支援教育の推進 2-4. 読書活動の推進 2-5. キャリア教育の推進 2-6. 部活動の環境の充実 2-7. 道徳教育の推進
	3. 安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備	3-1. 学校施設の整備及び充実 3-2. 子どもたちの安全の確保 3-3. 切れ目のない学びの確立 3-4. いじめ防止対策の推進 3-5. 教育相談体制の充実 3-6. 地域とともにある学校づくり 3-7. 就学・修学支援体制の充実
3. 生涯学習の推進	4. 学びを支援する体制の充実	4-1. 生涯学習システムの充実 4-2. 高校・大学と地域の交流促進 4-3. 図書館サービスの充実
	5. 文化の振興	5-1. 芸術文化活動の振興 5-2. 文化財等の保護・活用
	6. 生涯スポーツの推進	6-1. 生涯スポーツの普及・振興 6-2. スポーツ組織の活動支援

家庭・地域・学校・高校・大学・行政が連携し、地域ぐるみでにっしん流の人づくりを支えます。

## 第2章 基本理念と地域ぐるみで育みたい力

### 1 基本理念

#### 「人がまちを育み まちが人を育む 学びでつながるまち にっしん」

「学び」は一方通行ではなく、その過程において私たちは共に学び、成長していきます。

また、地域の子どもの学びを支えたり、学びの成果を地域に還元することで、人や地域とのつながりが生まれ、自身の生きがいや居場所づくりにつながります。

そのように、学びを通して「人」がつながり、「まち」がつながっていきます。

学びと成長を求める「人」が、魅力ある「まち」を育ていき、その魅力ある「まち」が、また魅力ある「人」を育ていく、そんな「学びでつながるまちにっしん」を基本理念とします。

### 2 地域ぐるみで育みたい力

#### (1)心身ともに健康で、たくましく生き抜く力

まずは自分自身の命を大切にし、自分を尊重し肯定できるようになることが重要です。規則正しい生活を心がけ、逆境にあってもたくましく生き抜く力を育みます。

#### (2)言動に責任を持ち、忍耐強く、最後まであきらめない力

自立した大人へと成長するためには、自発的に行動することはもちろん、自らの言動に責任を持たなければいけません。また、我慢することや耐えることを学び、最後まであきらめずやりぬく力を育みます。

#### (3)広い視野を持ち、環境の変化に対応し、創意工夫で未来を拓いていく力

厳しい社会状況の中であっても、自らの手で新たな道を切り開いていかなければいけません。柔軟なもの見方や考え方で、様々なアイデアを生み出しチャレンジしていく、そんな創意工夫で未来を拓いていく力を育みます。

#### (4)ふるさとを愛し、人とかわり、地域社会の一員として生きる力

人は支えられて生きているということを実感し、他人を思いやり尊重することが大切です。自分を育ててくれるこのまちを愛し、積極的に地域や人とかわり、新しい公共を担う地域社会の一員として生きる力を育てていきます。

## 第3章 基本目標と基本施策

### 1 基本目標

#### 基本目標 1

##### 家庭や地域の教育力の向上を図ります(家庭教育)

本市の特徴でもある家庭教育推進活動や、様々な分野の市民活動と連携するとともに、子育て支援施策とも連携し、地域の絆を深めながら家庭や地域の教育力の向上を図ります。

#### 基本目標 2

##### 子どもの生きる力を育む学校教育を推進します(学校教育)

「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことを言い、家庭や地域そして大学等との連携を図りながら、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の、知・徳・体をバランスよく育てていきます。また、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる教育環境を整備します。

#### 基本目標 3

##### 学びつながら生涯学習を推進します(生涯学習)

市民の自発的な学びを支援するとともに、学びの成果を地域へ還元することにより、生涯学習社会の実現とともに、魅力あるまちづくりや人づくりへとつなげていきます。

文化の振興について、特に市史編さんやその後の活用においては、多くの市民の協力が不可欠であり、より多くの市民に郷土の歴史や文化、自然に触れていただくことで、ふるさとへの誇りや愛着も育まれていきます。

生涯スポーツの振興について、総合型地域スポーツクラブなど、地域が主体となってスポーツ振興を担っていく組織を支援していきます。

## 2 基本施策

### 基本施策 1 家庭・地域の教育力の向上

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、近年の都市化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、保護者の経済的な理由等からくる子どもの貧困が新たな問題とされています。

家庭は、家族にとって“安らぎの場”“喜びや悲しみを共感できる場”であると同時に、子どもが将来自立して社会で生きていくための“学びの場”でもあり、保護者自身も子育てを通じ、一緒に“成長していく場”でもあります。

このようなことから、子どもを取り巻く様々な課題を解決し、健全な子どもたちの育成を期待するために、家庭教育の重要性を再認識し、その充実に努める必要があります。

しかし、家庭の教育力の低下は、社会状況における多様な変化によるところも多く、決して保護者のみが責任を負うものではありません。

家庭教育の充実のためには、保護者自身の実践はもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら、一人ひとりができることから実践し、地域社会全体で子どもたちの教育を支援していく必要があります。

本市においては、子育て世代が多いことから子ども人口も増加しており、安心して地域で子育てができる環境づくりが求められています。「家庭教育への支援」は、「子育て・子育てへの支援」でもあり、今後はその両者をいかに連携して実施していくかが課題となります。

#### ■ ■ 主な取り組み ■ ■

##### 1. 家庭教育及び幼児教育の支援

核家族化による子育ての孤立解消のため、子育て支援センターや児童館を地域の子育て支援の拠点として、子育て中の親子が交流しながら悩みなどを語り合う場の設置や機会の充実を図ります。

また、父親も子育てのパートナーとして子どもと積極的に関わることができるよう、子育ての知識や技術を学ぶ機会を提供します。

就学前における幼児教育の充実については、私立幼稚園やその保護者へ補助金交付等の支援を行うとともに、幼稚園と市の子育て支援施設等との連携を促進していきま

す。

また、ブックスタート等により絵本を通して赤ちゃんのことばと心を育むなど、乳幼児期から親子で本に親しむ習慣を身につけていきます。

## 2. 地域の子どもの育成活動の支援

地域の子どもは地域で育むという観点から、子どもたちが地域で活躍できる場を設け、一人ひとりに役割を与え、その活躍を認めて褒める取り組みを支援していきます。

そこで、各地域の特色を活かしながら独自の事業を展開している家庭教育推進委員会に対して継続して事業委託を行うとともに、関係者のスキルアップを目的とした講演会を開催するなど、組織運営やそれぞれの事業に対する支援を行います。

また、地域の伝統行事などを活かした多世代・異世代交流を推進し、伝統文化を継承する機会を設けるとともに、ものづくりの継承と発展を目指し、体験学習講座として「少年少女発明クラブ」を実施し、子どもの育成を図っていきます。

青少年問題協議会では、関係行政機関が相互に連絡調整、情報交換を行いながら、あいさつ運動等により青少年の健全育成を図っていきます。

## 3. 放課後の子どもの居場所づくり

放課後の安全で安心な子どもの居場所をつくり、学習や様々な体験活動の機会を創出する取り組みとして、「放課後子ども教室」の環境を整えていきます。併せて、留守家庭児童対策事業として実施している放課後児童健全育成事業との連携を図り、すべての子どもが地域で健やかに育まれる環境の充実を目指します。

# 基本施策 2 確かな学力・豊かな心と身体の育成

## ■ ■ 現 状 と 課 題 ■ ■

学校教育においては、子どもたちが生涯にわたり人間として成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図ることが求められています。

そのためには、学校は、家庭や地域と協力しながら、子どもたちが自分の地域を知り、地域の人から学ぶ「地域の特色を活かした教育」や、個に応じたきめ細やかな指導を行うことが求められます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

しかし今日では、テレビやインターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。これについては、子どもの頃からの読書環境が重要となることから、読書環境の充実を図るとともに、あらゆる機会をとらえて読書に親しむ習慣を身につけていくことが大切です。

変化の激しいこれからの社会を主体的に生きていくためには、将来直面するであろ



う様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応する力をつけていくことが大切です。そのためには、地域の中で、社会的、職業的自立に必要な力を育てていくことが必要になります。

障害や疾病等で支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、支援にあたっては子ども一人ひとりに応じた必要な支援を行うとともに、子どもの成長に応じて継続した取り組みが求められます。

昨今の社会情勢や子どもたちを取り巻く環境は、日々めまぐるしい変化を見せています。規範意識や道徳心の希薄化、いじめ・不登校の深刻化、問題行動の低年齢化が懸念される中で、子どもたちは、豊かな人間性を育み、自ら学び、たくましく生きる力を身に付けることが求められています。

しかし、子どもたちは日常生活の中に広まった携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機などに向かう時間が増え、屋外で遊び、公園などを走りまわる子どもの姿は以前に比べて減っているのが現状です。

そのことが身体を動かすことを嫌う生活や、食事を簡単なもので済ませるなど、食生活の乱れにもつながっていくと考えられ、生活習慣病の低年齢化や体力・運動能力の低下といった問題も、教育が抱える課題として取り組んでいかななくてはなりません。

学校給食については、学校給食法の改正により、学校給食の目的が「食育の推進」を重視したものとなったことを受けて、食育推進の取り組みを充実することが求められています。

また、近年増加傾向にある食物アレルギーに配慮した献立の作成など、食の安全に対する意識の高まりに対応した給食が求められていることから、安心して食べられる食材の選定や、地場産物の一層の使用拡大に努めることが必要となります。

## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

### 1. 特色ある学校づくり

学校の独自性を確保し、それぞれの地域性や教育活動の経緯に基づき、地域の市民を講師やボランティアなどとして招いたり、地域社会や身近な自然に働きかける体験活動などを通して、地域社会や自然のしくみ、自分たちのかかわりについて考え、生きる力を育むなど、各校が特色ある学校づくりを推進していきます。

### 2. 個に応じた指導の充実

確かな学力や健やかな心身を育む教育を行うため、小学校に、1・2年生の集団への適応指導を担当する低学年指導補助教員及び、学年に関係なく担任と連携して授業を行う少人数指導補助教員を、小学校及び中学校に、学力面での支援が必要な児童・生徒を指導する学習指導補助員を配置し、また、昨今の国際化に伴う帰国児童生徒、外国籍の子どもへの対応などの日本語指導員の配置も併せて行うなど、個に応じた指

導体制の充実を進めていきます。

さらには、大学との連携を図り、将来教職に就くことを希望している学生を学校現場に派遣し、子どもたちへのきめ細やかな指導のサポートを行うとともに、学生自身の将来教員としての資質向上につなげていきます。

### 3. 特別支援教育の推進

障害や疾病等で支援を必要とする子どもが適切な教育的支援が受けられるように、個別の教育支援計画を作成するとともに、特別支援学級補助教員や介助員の配置を進め、個別の支援体制の充実を図っていきます。一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみ（インクルーシブ教育システム）の構築を進めます。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターがより機能的に動けるように、特別支援教育コーディネーター後補充の職員を配置していきます。

さらに、大学との連携を図り、特別支援教育巡回指導事業を委託するなど、大学の専門性を活かした取り組みを充実させていきます。

### 4. 読書活動の推進

学校図書館の図書については、文部科学省が定める基準による図書冊数を指すとともに、学校図書館に図書館補助員を配置することにより、蔵書管理や貸出・返却、図書館を活用した授業の補助等を行い、読書活動の推進を図っていきます。また、読み聞かせや朝読書の時間を設けるなど、図書を活用し、子どもが読書に親しむ習慣を身につける取り組みを推進します。

### 5. キャリア教育の推進

小学校及び中学校において、愛知県の委託事業などを利用し、子どもたちに様々な体験活動を経験させていきます。特に中学校では2年生を対象に、地域の職場や事業所での体験を通し、働くことの喜びや厳しさなどを学び、地域の一員としての自覚や、社会に役立つ大切さなどを実感させていきます。

### 6. 部活動の環境の充実

地域や大学等の連携により、外部講師を招聘し、教職員の負担軽減を図るとともに、子どもたちのゆとりある生活と、家庭の日（毎月第3日曜日）の家族と過ごす時間の確保や地域活動への参加等の促進に配慮しながら、部活動の環境の充実を推進していきます。

### 7. 道徳教育の推進

価値観が多様化している今、道徳心を育てるためには、学校現場における道徳の授業の充実が欠かせません。各小学校及び中学校では、道徳教育推進教師を校務分掌上で割り当て、計画的な道徳教育に取り組んでいきます。また、授業だけではなく、地

域・家庭でも規範意識を育てるために、PTA活動などを通して保護者や地域の大人が子どもたちと共に活動する機会を充実させていきます。

#### 8. 豊かな体験の場づくり

市内には、敷地内に学校林や教材園がある学校や、敷地の隣に優良な農地がある学校もあり、子どもたちはこれらを利用して様々な自然体験活動を行っています。

また、福祉実践教室や乳幼児ふれあい体験事業を通し、豊かな心を育てていきます。

#### 9. 食育や地産地消の推進

望ましい栄養や食事の摂り方を学習するため、栄養教諭、学校栄養職員による栄養指導を実施します。また、小学生の給食センターの見学会や中学生の職場体験の場の提供、伝統的な郷土料理・行事食を取り入れた献立の実施、小中学生とその保護者等を対象とした献立コンクールの実施を通して、子どもたちの給食への関心を高めるよう努めていきます。これに併せて「朝食を食べない児童生徒ゼロ」を目指して、栄養バランスのとれた食生活や「早寝・早起き・朝ごはん」等の規則正しい生活習慣の重要性についても啓発していきます。

また、積極的に県内産の農畜水産物や市内の農産物を使用し、給食を通じて地産地消を進めていきます。さらに、週5日のうち4日を米飯とするなどして、和食の良さを子どもたちに伝えていきます。

### **基本施策 3 安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備**

#### **■ ■ 現 状 と 課 題 ■ ■**

学校施設は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であり、また災害時には地域住民の避難場所として、日常においても地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

校舎や体育館の耐震化については、全ての小学校及び中学校で完了していますが、施設の老朽化に伴い今後も適切な維持管理や計画的な修繕及び改修が必要となります。

併せて、インターネット・携帯電話の普及をはじめ、経済・社会・生活のあらゆる場面で情報化が進む中、情報及び情報手段を主体的に選択して活用する能力を育成するために、時代に対応したICT環境の整備をはかっていくことが重要となります。

本市の小中学校の児童生徒数は、今後もしばらくは増加することが予想されており、学校間において教育環境の格差が生じないように必要な措置を講ずることが求められています。

通学時における子どもたちの交通安全上及び防犯上の安全確保についても、保護者

や地域の協力、警察との連携を図りながら取り組む必要があります。

また、子どもたちが自らの判断で危険を回避できるよう安全教育についても推進していく必要があります。

小1プロブレムや中1ギャップやいじめ・不登校の問題については、我が子を預ける保護者としては心配の種となります。また学校が保護者や地域に閉ざされてしまっているはその心配は一層募ります。そのようなことから、子どもたちが安全に安心して学ぶことができることはもちろん、保護者や地域の人たちが安心して見守ることができる学校運営も求められています。

## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

### 1. 学校施設の整備及び充実

「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設の整備及び充実を図っていくとともに、学校施設及び設備の適切な維持管理や計画的な修繕及び改修を実施していきます。

また、国や県の動向を踏まえながら、ICT機器などの教育環境の整備を行うとともに、情報セキュリティの確保を図っていきます。

### 2. 子どもたちの安全の確保

登下校時における安全対策として、市の防犯アドバイザーによる学校内及び学校周辺の巡視・指導や、通学路の危険箇所や交差点などで子どもたちを安全に通学させるための交通指導員の配置を実施します。併せて、いざという時に子どもたちが駆け込む事の出来る「こども110番の家」の充実等に努め、見守りボランティア活動等、保護者や地域住民の協力も得ながら、登下校時の子どもの見守りを推進していきます。

また、交通安全、防犯、防災に関する安全教育や、通学路の安全点検とそれに基づく通学路の安全対策を、関係機関や地域とも連携しながら実施していきます。

### 3. 切れ目のない学びの確立

「幼・保・小連絡会」や「小中連絡会」、「中高連絡会」を開催し、校種間の連携を図るとともに、竹の山小学校及び日進北中学校をモデルケースとして、小中連携教育の推進を図っていきます。

また、障害や疾病等で支援を必要とする子どもたちについては、就学前の幼稚園・保育園のときから担任の先生、子ども発達支援センターと教育委員会が連絡を取り合い、就学にあたっては本人と保護者の意見を尊重の上、その子の発達段階に適した就学形態を進めることで、学校生活が安心して送れる環境を提供していきます。

### 4. いじめ防止対策の推進

「日進市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処にかかる取り組みを学校のみならず、家庭、地域と連携して進め、大

人一人ひとりが日頃から子どもが発信する小さなサインを見逃さず、全ての子どもが尊厳を保ち、健全な人間として成長することができる社会の実現を目指します。

また、重大事態が発生した際に、教育現場とは異なる目線で、事態の真相を見極めるための「第三者機関」である「重大事態発生時調査委員会」を市長部局の附属機関として設置しています。

#### 5. 教育相談体制の充実

小学校及び中学校に愛知県が配置するスクールカウンセラーと本市が雇用するスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、専門的な立場から、子どもたちや保護者にアドバイスを行っていきます。

また、教育支援センターにおいては、不登校児童生徒への教育、家庭訪問など学校復帰への支援を推進していきます。

#### 6. 地域とともにある学校づくり

学校評議員制度を活用し、地域の方々から学校に対するアドバイスをいただくとともに、おやじの会や学校ボランティア等と協力して学校の整備を行っていきます。

また、学校施設を子ども会や本市の特徴でもある家庭教育推進委員会、自治会などの地域活動団体に開放することで、地域の教育力の向上やまちづくりの活動に資するとともに、市民のスポーツ活動の場としても提供することで、地域コミュニティの核となる学校づくりを進めていきます。

#### 7. 就学・修学支援体制の充実

経済的理由で就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対し、給食費や通学用品費、校外学習費等の公費負担を行うなど、就学支援体制の充実を図っていきます。

また、高等学校等に通学する生徒の修学支援のため、経済的理由により修学困難であると認められる学力良好な生徒を対象に修学資金の補助を行い、教育の機会均等及び社会に役立つ人材の育成を目指します。

併せて、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特に負担の大きい入学納付金についての補助を実施します。

## 基本施策 4 学びを支援する体制の充実

### ■ ■ 現 状 と 課 題 ■ ■

生涯学習は、人が生涯にわたって学ぶ活動を続けていくことです。家庭や学校で行われている基礎的・基本的なものから、趣味・教養、資格取得、企業内研修、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動、地域づくり活動、国際交流活動、ボランティア活動等も生涯学習です。

また、学習の方法をとっても、学校や市民会館、民間教育事業等（カルチャーセンター等）で行われる集合学習形態のものだけではありません。通信教育、テレビ、ラジオ、読書、新聞、インターネット等を利用して個人で行うものなど様々な形があります。

そして、現代社会では、ライフスタイルや価値観の多様化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、絶えず新しい知識やより高い技術を求められています。

そのために、人々が自己の能力を高め、生きがいを持ち、豊かで充実した人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」楽しく自由に学ぶことができる「生涯学習社会」の構築を目指す必要があります。

本市においては、生涯学習4Wプランを策定し、生涯学習社会の構築を目指していますが、今後も本市の特徴である大学や市民活動との連携をいかに発展させていくかが課題となります。

また、平成20年に開館した図書館は、誰もが使いやすいように配慮され、ゆったりとした空間を持ち、年間延べ約60万人の方に利用される生涯学習施設です。読書、情報、学習の場に止まらず、活動の場、交流の場、心が安らぐ場など「出会いと憩いの図書館」を目指し、多様化する市民ニーズに応えられるサービスを充実することが必要です。

## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

### 1. 生涯学習システムの充実

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」を基本に、市民の生涯学習のきっかけづくりの講座として「にっしん市民教室」を開催するとともに、高齢者の「生きがいづくり」「居場所づくり」の場として「いきいきシルバースクール（高齢者学校）」を開催します。

また、生涯学習人材バンク「まちかどネットワーク」を運営し、技能や知識を持った地域の人財を発掘すると共に、「学びネットあいち」を活用することにより、市民主体の自走する生涯学習システムの充実を図ります。

### 2. 高校・大学と地域の交流促進

高校においては、特に地域との交流を図り、ボランティア活動などを通して、生徒が地域社会の一員として認められ、活躍できるよう支援していきます。

大学との連携においては、市内外の大学と連携し、各大学の特長や専門性を活かした「大学連携講座」や、大学の人材・施設を使って地域の知的資源を有効活用し、子どもたちの知的好奇心を高める学びの場である「子ども大学にっしん」を開催します。

また、学生ボランティアの活動と生涯学習を結びつけることができるように、情報提供や活動場所の創出を図り、学生との交流・協働を促進します。

### 3. 図書館サービスの充実

多様な図書館サービスの充実を図るため、レファレンスサービスの強化や職員研修の充実、来館が困難な利用者のための配本事業や図書館ボランティアの養成などを行います。

市民ニーズに沿った施設運営を行い、利用者のさらなる読書活動の意欲を推進するためのポイントサービスの実施や、幼い子ども連れの保護者が気兼ねなく利用できるような取り組みを行うとともに、生涯学習活動の拠点となるような滞在型の図書館を目指していきます。

特に、平成29年度からは、「子ども読書活動推進計画」の策定にあわせ、0歳から18歳までの子どもたちが、本を生活の中で身近に感じ、積極的に読書活動を行うことができるように、図書館が中心となって様々な取り組みを推進します。

また、大学との連携を推進し、図書館資料の充実や大学図書館の地域への開放等を図っていくとともに、小学校及び中学校の図書館との連携を図り、学校教育活動に資する資料の配送を行うなど、子どもたちの読書活動を支援していきます。

その他、事業者との連携として、雑誌スポンサー制度などを活用し、雑誌を寄付していただくことで事業者の社会貢献活動を支援するとともに、図書資料の充実を図っていきます。

## 基本施策 5 文化の振興

### ■ ■ 現 状 と 課 題 ■ ■

本市には、中央公民館と勤労福祉会館の複合施設で、市民の文化的活動の中心拠点である市民会館があり、様々な文化的な催しが行なわれています。

しかし、芸術文化活動に参加している市民の割合は少なく、今後、市民一人ひとりが芸術文化活動を通じて豊かな心を育み、日々の生活の中で芸術文化を楽しめる、日常に文化の溢れるまちづくりが望まれています。

日進市には、国登録有形文化財（建造物）である旧市川家住宅や、市が指定する文化財が11件（平成28年4月現在）、また現存する埋蔵文化財包蔵地が58箇所あります。近年の都市開発や生活様式の変化に伴い、文化的・歴史的遺産が失われる危機に瀕していますが、過去から現在に伝えられた有形・無形・埋蔵文化財は、わが国やわが市の歴史・伝統・文化を知るうえでも貴重な財産であり、これらを未来に伝えることは、現代に生きる私たちの大切な責務の一つです。

そのためには、文化財を収集・調査・保存するとともに、これらを市民に伝え活用していくことが重要です。市・市民・専門家が協働し、文化財の価値を伝え・学び・守り・活用する場を充実させ、郷土の歴史や風土への誇りと愛着を育むことが求められます。

## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

### 1. 芸術文化の振興

市民会館で実施されている自主文化事業を多様化し推進させるとともに、市民の芸術文化に対する関心を高め、また日本の伝統文化の心を育むため、各種団体の活動を援助し、「にっしん文化祭」や「日進市民美術展覧会」など市民の芸術鑑賞と参加の機会を多くします。そのために、「まちなかギャラリー」の実施や「あいちトリエンナーレ」のサテライト会場での協力を目指し、市民が芸術に気軽に参加できる環境を整えていきます。

また、「夏休みこども絵画教室」、「子どもアート展」など、子どもたちの文化活動を振興する事業を推進します。

さらに、民俗芸能発表会を開催し、本市の伝統文化の継承を行う機会を設けていきます。

### 2. 文化財の保護・活用

生涯学習や文化財保護活用の拠点として、江戸時代に建造され、地域の歴史を現在に伝える歴史的建造物である「旧市川家住宅」を保存活用していきます。

また、本市の特徴的な文化財である「猿投窯」等、地域固有の歴史を理解する上で欠かすことのできない埋蔵文化財が開発予定地に所在する場合には、適切に記録保存措置を講じていきます。

## 基本施策 6 生涯スポーツの推進

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、だれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

しかし、平成26年度に実施した市民意識調査の結果では、週に1回以上スポーツを行う人の割合は31.1%となり、前回調査の29%から若干向上したものの、今後も引き続き、スポーツを身近に感じられる環境を整備し、市総合計画の最終目標でもある50%を目指していくことが必要です。

本市には体育協会及びレクリエーション協会があり、それぞれの団体が目的に応じた活動を行い、日進市のスポーツ振興の一翼を担っています。スポーツ実施率を向上させるためには、これらの団体のさらなる発展とともに、地域が運営主体となるスポーツクラブを推進し、市スポーツ振興基本計画に基づき各種施策の推進を図っていく必要があります。



## ■ ■ 主な取り組み ■ ■

### 1. 生涯スポーツの普及・振興

だれもが取り組みやすく参加できるレクリエーションスポーツを取り入れ、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充するとともに、ウォーキング大会や体カテスト等のスポーツイベントへの積極的な参加を呼びかけ、多くの市民がスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。

「ライフスポーツ体験会」や「レクリエーションスポーツまつり」等、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを通して、レクリエーションスポーツを紹介し、市民のスポーツ実施率を高めていきます。

また、地域ぐるみの取り組みを推進させるため、総合型地域スポーツクラブの活動を充実・発展させていきます。

### 2. スポーツ組織の活動支援

市内スポーツ団体の体育協会やレクリエーション協会との連携を強化し、団体の支援・育成を図るとともに、各種スポーツの専門的な知識・技能を有する指導者を養成するセミナーを実施して、市民ニーズに対応できる指導者を育成し、救急救命講習会への参加を呼びかけるなどスポーツにおける安全の確保も行っていきます。

また、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックを通じた学びを推進していきます。

## 第4章 基本計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理

この計画の進行管理の方法については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、学識経験者の知見も加えながら点検評価を行い、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施・実行、Check：点検・評価、Act：処置・改善）のもと計画の進行管理を図っていきます。

### 2 関係部局との連携

この計画を推進するにあたっては、子育て、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野を所管する他の部局との連携も必要になってきます。

より効果的な取り組みが可能となるよう、関係部局に対して学びを通したまちづくりへの理解を求める働きかけを行うとともに、相互の連携をこれまで以上に促進することで、全庁的に組織横断的な取り組みを展開します。

### 3 地域ぐるみの取り組み

この計画を推進するにあたっては、家庭、地域、学校、高校、大学、行政等が連携し、地域ぐるみの取り組みが必要となってきます。

本市の特徴を活かした大学との連携、市民参加や協働等を促進し、「学びでつながるまち にっしん」の実現に向けて、地域ぐるみの取り組みを推進していきます。